

【Q&A集】在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業（令和2年11月2日時点）

（※1）当該Q&Aは、県に問合せのあった質問と、厚生労働省が示しているQ&Aから特に重要と思われる内容を抽出し、県版Q&Aとして整理したものです。（厚生労働省のQ&A集については、下記HPからご確認ください）
 （厚生労働省）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00144.html
 （※2）「本補助金交付要綱」：鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（介護分）交付要綱（令和2年7月17日付第202000104750号）

掲載日	質問	回答
1	R2.8.6 本補助金交付要綱別表2「在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業」について、「『在宅サービスの利用休止中の利用者』とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者」とありますが、次の例の場合、対象となると考えてよいでしょうか。 例1）4/15～利用休止→5/16健康状態等の確認 →5/20から利用再開 （健康状態の確認時点で休止1ヶ月超） 例2）4/15～利用休止→5/10健康状態等の確認 →5/20から利用再開 （健康状態の確認時点で休止1ヶ月未満ですが、利用再開まで1ヶ月超）	例1は対象となりますが、例2については再開支援実施時点で、利用者のサービス休止期間が1ヶ月を経過していないため、対象となりません。
2	R2.8.6 本補助金交付要綱別表2「在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業」について、「※『連携を行った』とは、1回以上電話等により連絡を行ったこと」とありますが、記録の有無は要件ではないのでしょうか。 （※「～の確認」は「記録を行っていること」が要件となっています。）	連携のための電話等による連絡を記録することまでは求めています。
3	R2.8.6 「介護サービス再開に向けた支援事業」について、記録が求められるのは電話や訪問による利用者の確認のみで、ケアマネ等との連携やサービス提供のための調整についての記録は不要という理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	R2.8.6 在宅サービス事業所や居宅介護支援事業所が、サービス再開にあたり利用者の健康状態等を確認する行為は、いわば通常の介護報酬において一定の評価をされているものとも言えますが問題ないか。また、例示された個々の行為（例えば「健康状態・生活ぶりの確認」）については、これ以上詳細な要件等はなく、利用者との連絡に要した時間の長短等は問わないものと解してよいでしょうか。	長期間のサービス利用が無い方については、初回のサービス利用と同様の丁寧なアセスメントが必要であると考えられますが、介護報酬ではその部分評価されていないため、本事業により評価を行うこととしています。利用者との連絡に要した時間の長短は問いません。
5	R2.8.6 本補助金交付要綱別表2 ※「在宅サービス利用休止中の利用者」＝「過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者」について、実績報告において、利用休止を示す書類の提出を求められるのか？また、同 ※1回以上電話又は訪問を行った記録も、実績報告において提出を求められるのか？	根拠資料について、全ての事業所に一律に求めることはないが、県からの求めがあった場合に提出できるよう、各事業所において適切に保管しておいてください。

6	R2.8.6	本補助金交付要綱「在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業」について、「※『調整等を行った』とは、希望に応じて所要の対応を行ったこと」とありますが、具体的に、所要の対応とはどのようなことを指すのか、具体例を示してください。	本補助金交付要綱に記載のとおり、感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等を想定しています。
7	R2.8.6	「介護サービス再開に向けた支援事業」については、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った在宅介護事業所等が対象となりますが、この場合の補助金の積算に含まれる「利用者」の範囲は、サービスの利用を休止している利用者のみと解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	R2.8.6	在宅サービスの利用休止中の利用者についての事実関係の確認手法について明示してください。	介護支援専門員のモニタリング等の記録及び事業所においては利用実績等で確認することが考えられます。
9	R2.8.6	「利用休止中」について、利用者やその家族が自らサービス提供を拒否しているような場合と、介護支援専門員等と計画上も調整した上でサービス利用を休止しているような場合が想定されます。いずれの場合にも、本事業の対象となるのでしょうか。	いずれの場合も対象となります。
10	R2.8.6	在宅サービス利用休止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で行った場合とされているが、居宅介護支援事業所も同様に利用者別に別のサービスのため電話連絡している場合、支援金額は両方の事業所から申請することはできるのか。	支援内容が異なることから、両方の事業所で算定が可能です。
11	R2.8.6	自主的にサービスを休まれている利用者についての場合でも、利用者と調整した場合対象となりますか。また、自主的に休まれている際に、老健に入所してしまった方や医療機関に入院されてしまった方などは対象となりますか。	実施要綱上サービス利用休止の理由は問われていません。また、老健や医療機関に入所・入院した場合については、退所・退院しても当該在宅サービスが必要であり、最後の在宅サービス利用から1か月間の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者は対象となります。
12	R2.8.6	居宅介護支援事業所が電話による確認について、看護師等が協力した場合：4.5千円となっておりますが、注釈（※4）で、「協力した」とは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の依頼を受け、看護師等が訪問した上で、所要の対応を行ったこととあります。これは、居宅介護支援事業所が電話確認し、さらに看護師等が訪問等した場合は、4.5千円となるという理解でよいでしょうか。	お見込みの通りです。
13	R2.8.6	サービス再開支援事業における1か月の休止の定義について、4月1日以降から1か月が対象か。4月1日時点で1か月利用休止していた場合も含むのでしょうか。	4月1日時点で1ヶ月利用休止している状態であれば対象となります。

14	R2.11.2	<p>「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1か月の間、当該在宅サービスを利用していない利用者となる。これは、例えばA通所介護サービス利用者が一時的にB訪問介護サービスに切り替え、Aデイサービスの休止期間が1か月以上となった場合も支援対象になるのか？また、通所介護事業所が臨時的取扱基準に基づき、介護報酬を受け居宅への訪問サービスに切り替えた場合、もともとのデイサービス利用の休止期間が1か月以上になった場合も再開支援事業の対象となるか？</p>	<p>前段については、お見込みのとおり。</p> <p>（実施要綱の文言をご照会の事例に照らして読み替えれば、「A通所介護事業所を利用していた利用者で過去1ヶ月の間、A通所介護事業所による通所介護を1回も利用していない利用者」が対象となるため、B訪問介護事業所による訪問介護等、他の事業所により提供された在宅サービスの利用状況は問わない。）</p> <p>後段については、対象とはならない。</p> <p>（ご照会の事例は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡）別紙1の2に規定する「居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合」を指すものと見受けられるが、これは利用者宅において通所系サービスを提供するものであり、これを受ける利用者は「過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者」に該当しない。）</p>
15	R2.11.2	<p>「在宅サービス事業所による利用者への再開支援事業」について、健康状態・生活ぶりの確認と希望するサービスの確認はセットである必要があると理解して良いか。また、その結果、希望するサービスがなかった場合、当事業の対象として問題ないか。</p>	<p>お見込みの通りです。実際はサービスの利用に繋がったかは要件としていません。</p>